

全国がん登録の情報提供申請における審査について

1 趣旨

がん登録等の推進に関する法律^{*1}（平成25年法律第111号。以下、「法」という。）に係る情報の利用及び提供において、広島県のがん情報の提供依頼申請があった場合、当委員会において提供の適否について審査する^{*2}こととなっている。

この情報の提供が平成31年から開始される^{*3}ため、審査方法について整理する。

2 審査内容

提供依頼申請者は、広島県がん情報の提供の利用規約に基づき、申請者情報、利用目的、情報の範囲と利用期間、利用場所と保管方法等を申請書に記載し、研究計画書等を添付し、がん対策課に提出する。

がん対策課で記載事項について確認を行った後、当委員会において、提供の適否について審査を行う。なお、審査の方向性や審査項目の詳細については、別で定めるものとする。

3 審査方法

広島県がん対策推進委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第5条第3項では、「会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。」と定められている。

しかし、年に5件程度ではあるが、不定期の申請が見込まれるなか、迅速な審査をするために、当委員会を申請の都度開催するのは合理性に欠ける。

そこで、設置要綱第8条に基づき、がん登録の情報提供申請における審査方法を、別に定めることとする。

審査方法の案は次のとおりである。

	決議方法	根拠
現行	委員の半数以上の出席による会議の開催、かつ出席した委員の過半数による決議	広島県がん対策推進委員会設置要綱第5条
案	がん登録の情報提供等を専門的に審議する <u>専門会議※</u> を設け、その意見に基づき、がん対策推進委員会の委員の持ち回り（電子メール、FAX等）により、疑義なき場合は、委員の過半数による決議	同第6条2 同第8条

【専門会議委員構成案】

委員数	5～6人
分野	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に関する学識経験者（法律） がん医療等又はがんの予防に関する学識経験者（法律） 広島県地域がん登録に関する学識経験者・県医師会・放影研・県

4 今後

情報提供の審査だけでなく、収集したがん情報の利活用についても専門会議で定期的に協議を進めるため、関係者の調整を進めていく。

(参考資料)

※1 「がん登録等の推進に関する法律」

国民に対する「がん」、「がん医療」、「がんの予防」についての情報提供及び科学的知見に基づきがん対策を実施するために、全国がん登録によりがんの罹患、診療、転帰等の情報を収集し、その情報を分析、調査研究することで、がん対策を推進していくことを目的とする。

※2 「広島県がん対策推進委員会」

法第18条(県の利用)、第19条(市町の利用)、第20条(病院の利用)、第21条(それ以外の調査研究者の利用)に基づき、広島県のがん情報の提供依頼があった場合は、「知事は、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。」とされている。

この法における審議会その他の合議制の機関とは、「がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験者及び個人情報の保護に関する学識経験者が構成員に含まれる知事の附属機関」とされているため、当委員会が該当する。

※3 「平成31年からの情報提供の開始」

がん登録等の推進に関する法律施行令により、平成28年1月1日より全国がん登録の情報の収集が始まった。平成28年に診断されたがん情報は、翌年平成29年12月末日までに病院から届出がされ、情報の精度を上げる作業が行われた後、平成31年から情報の提供が開始される。

なお、平成27年以前のがん情報については、広島県地域がん登録事業として収集したデータが、すでに県の事業として提供されている。